

社長様、経理担当者様へ

事務所通信

令和4年7月号

よしかわ税理士事務所

税理士・ファイナンシャルプランナー 吉川 るみ子
〒604-8123 京都市中京区堺町通
四条上る八百屋町 555 番地 303

TEL : 075-366-5944

FAX : 075-744-1600

E-mail : mail@yoshikawa-zei.com

【今月の一言】

今年の6月は異常な暑さが続きました。7月1日に商店街にも祇園祭りの提灯が設置されました。が、例年の肌感覚とは異なり、夏の終盤？に提灯&お囃子が始まったかのような京都です。

この6月の暑さで、地球温暖化について、日常会話として話題にすることも多くなったのではないのでしょうか。私はこの夏は「節電」と、もう一つ身近なところで「節水」にも気を付けようと思っています。浄水場での浄化作業に大量のエネルギーを消費しています。できることからコツコツと、。とは言え、「節電」も「節水」も当たり前のことができていなかったことを改めて反省している今日この頃です。

事業計画作成で、優遇税制や金融支援が 受けられる！「経営力向上計画」

「経営力向上計画」って聞かれた事はございますか？実質3ページ程の計画書を作成して、国（各分野を所管する省庁）に申請し、認定を受ける事で、いくつかのメリットを受ける事が出来る制度の事です。中でも、設備投資額の10%の税額控除は大きなメリットだと思います。それでは、「経営力向上計画」の内容について説明します。

<経営力向上計画とは？>

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。また、計画申請においては、認定経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。

<経営力向上計画の3大メリット>

優遇税制

即時償却・税額控除適用（中小企業経営強化税制）

経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得し、指定事業として導入した場合、法人税（個人事業主の場合は所得税）について、即時償却または税額控除を適用できます。中小企業経営強化税制はA類型・B類型・C類型・D類型があります。

A類型：生産性向上設備（工業会から証明書が発行されます）

B類型：収益力強化設備（投資利益率が5%以上になることが見込まれること）

C類型：デジタル化設備（遠隔操作、可視化、自動制御化を可能にする設備）

D類型：経営資源集約化に資する設備

※ 対象設備は機械装置だと160万円以上など、一定の要件があります。

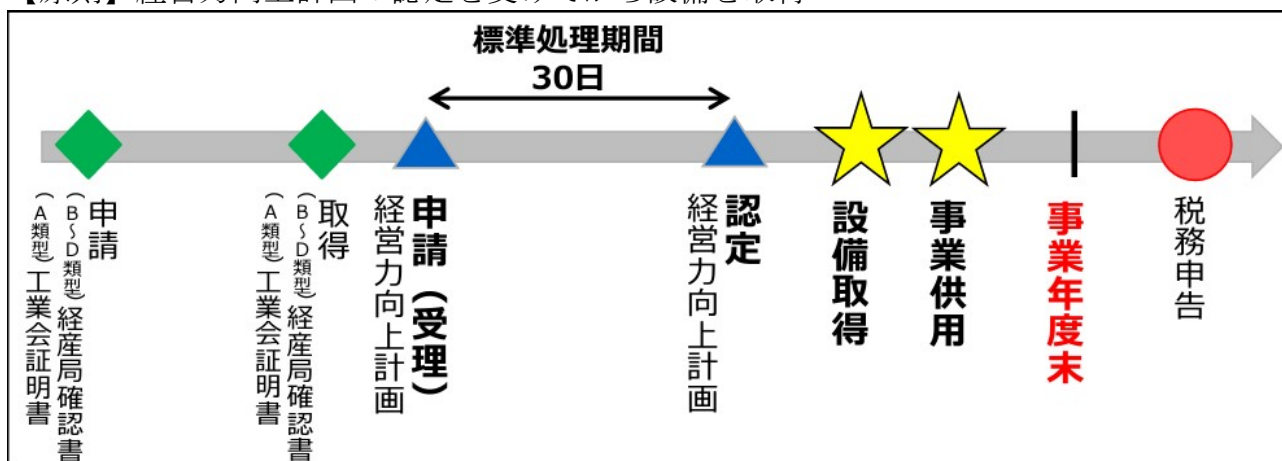
※ 1,500万円の設備投資の場合、取得価額1,500万円全額を損金算入、または最大150万円（取得価額の10%）を法人税・所得税から控除できます。

※ B・C・D類型はいずれも経済産業局から確認書を取得する必要があります（別途申請が必要となります）。

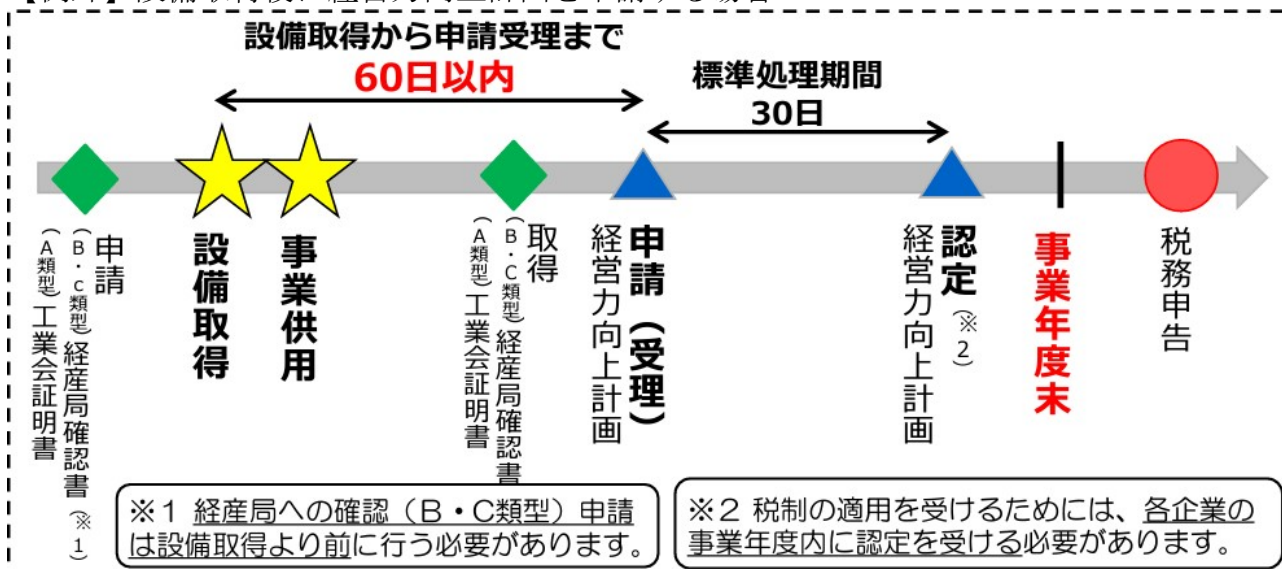
	<h3>再編・統合等(M&A)に係る税負担の軽減</h3> <p>従業員の給与を前年度より増加させた場合、M&Aの際に発生する登録免許税・不動産取得税が軽減されます。(所有権移転の登記方法により税率が異なります)</p> <p>※ 合併による不動産の所有権移転の登記の場合、通常 0.4%⇒経営力向上計画認定 0.2%に軽減</p>
金融支援	<h3>日本政策金融公庫による低利融資</h3> <p>新事業活動促進資金を受けることで、政策公庫が掲げる基準金利に対し -0.6%の設備資金の融資を受けることができます。</p> <p>※ 融資を受けられない場合もあります。</p>
補助金加算	<h3>各種補助金の加算・優先採択</h3> <p>事業承継引継ぎ補助金・小規模事業者持続化補助金など 審査時に加算を受けることができます。</p>

<申請の流れ>

【原則】経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得



【例外】設備取得後に経営力向上計画を申請する場合



優遇税制の適用を受けるための注意点としては、事業年度末までに計画の認定を受け、かつ購入した設備を事業の用に供する必要があります。上記図と重複する部分もありますが、申請までの一般的な流れは次の通りです。

- ① 導入設備の検討に際し、数社から見積書を取得する。
- ② 価格や価格以外の要素（エネルギー効率、生産効率などを含めた投資に対する収益性、使いやすさ、修理などのサービス提供体制等）を考慮の上、設備を決定する。
- ③ 金融機関（日本政策金融公庫など）に対し、融資の相談をする。
- ④ 金融機関から、融資の承諾を得る。
- ⑤ 販売者に対し、証明書の発行を依頼する。
- ⑥ 販売者から証明書を取得する。
- ⑦ 経営力向上計画を申請する（事業年度末日から最低でも 30 日前。出来れば 60 日以上前）。
- ⑧ 経営力向上計画の認定を受ける。
- ⑨ 設備の購入及び事業供用を開始する。


融資申請なども考慮すると、事業年度末日から半年以上前に取り掛かると良いと思います。


計画書は、実質 3 ページ程で、難しい内容ではありません。中小企業のホームページ上に、具体的な記載例も公表されています。計画書に記載すべき内容は、1) 現状認識（自社の事業概要、顧客・市場の動向・競合の動向、自社の経営状況が経営課題）、2) 経営力向上の目標、3)（現状認識を踏まえた）経営力向上のための具体的内容などです。設備導入をきっかけにして、これらの内容を考えてみる良い機会になるでしょう。

計画書の策定に際は、必要に応じて、弊社事務所が代行を行うことも可能です。

設備導入を予定している法人や個人事業主の方々におかれましては、「経営力向上計画」を活用し、優遇税制のメリットを享受すると共に、文字通り、経営力向上に役立てて頂きたいと思えます。

参照 URL

 **中小企業庁「経営力向上計画策定の手引」**
chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki_keieiryoku.pdf

 **中小企業庁「税制措置・金融支援活用の手引」**
chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki_zeiseikinyu.pdf?0302

 **中小企業庁「申請書の記載例」**
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/ninteisinsei.html>